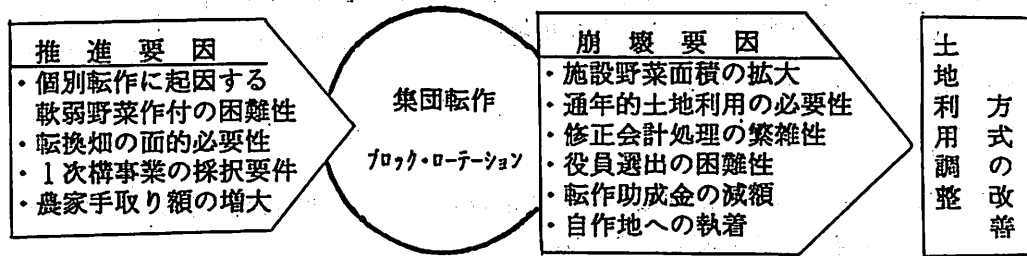


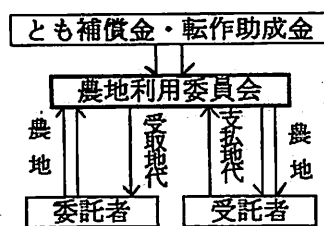
課題名	14 九州北部水田野菜地帯における地域輪作方式の確立 (4)露地野菜を組み込んだ集団転作を定着させる土地利用調整方式	分類	④
試験研究年次	63～2年(完了)		
<p>I 目的</p> <p>露地野菜を中心とした地域輪作方式(集団転作)をめぐる諸要因と地域輪作方式の改善方策を明らかにし、地域輪作方式の確立に資する。</p>			
<p>II 試験方法</p> <p>1 調査対象地域:三井郡北野町O地区</p> <p>2 調査方法:O地区の全農家(回収数62戸)を対象にアンケート調査を行うとともに、作付栽培協定委員からの聞き取り調査を行った。</p>			
<p>III 主要成果の概要</p> <p>露地野菜を基軸とした集団転作の成立及び問題発生 of 要因と改善方向を明らかにした。</p> <p>1 野菜を基軸とした集団転作取組みの契機(第1図)</p> <p>(1)役場など外部リーダーの働きかけ</p> <p>(2)排水良好な水田転換畑の必要性</p> <p>(3)大豆よりも収益性が高い転作物(ハウレンソウ、サニーレタス等)の導入</p> <p>2 集団転作取組後に発生してきた問題点(第1図)</p> <p>(1)法制度上の制約からくる、ヤミ小作による修正会計処理の複雑性</p> <p>(2)野菜作付方式の変化による通年的土地利用の必要性</p> <p>(3)役員選出の困難性</p> <p>3 地域輪作を定着させる土地利用調整方式への改善案(第2図、第1表)</p> <p>(1)現在の個別相対貸借方式を農地利用委員会に権限と業務を委託するシステムに改善する。農地利用委員会の業務としては①農地の借入れ・貸付け計画の作成、②農地の貸借契約と地代の納入・支払い、③地代や水田転作奨励金の配分・管理等がある。</p> <p>(2)従来の「とも補償方式」を発展させ、作物別地代方式を確立する。</p> <p>(3)青ネギ、ニラなど通年的土地利用を必要とする転作野菜及び施設野菜の増加、高度輪作体系の導入等に対応して、集団転作のブロックを①転換畑2年、②転換畑1年、③個別・固定(施設野菜)転作の3つに分ける。</p>			

IV 主要成果の具体的データ



第1図 集団転作をめぐる諸要因（北野町〇地区）

第1表 集団転作の現行方式と改善案（北野町〇地区）



第2図 新土地利用調整のシステム

土地利用方式		ブロック	1年	2年	3年	4年
現行	転換畑 期間1年	I	畑	田	田	畑
		II	田	畑	田	田
		III	田	田	畑	田
改善案	転換畑期間 2年	I-1	田	田	畑	畑
		I-2	畑	畑	田	田
	転換畑期間 1年	II-1	田	畑	田	畑
		II-2	畑	田	畑	田
案	個別・固定 転作	III	作付自由			

V 成果の評価と取扱上の留意点

- 大豆、麦よりも地代形成力が高い露地野菜を基軸とした集団転作の事例分析及び、土地利用調整の改善方向を提示した研究は少ないため、水田露地野菜地帯における転作推進上の資料となる。
- 農地利用委員会には、会計処理上農協の協力が必要である。
- 新土地利用調整システム及び集団転作方式の改善には、次ページの成果「露地野菜を主体とした地域輪作営農モデル」の活用が大きく寄与する。

VI 今後の研究上の問題点

地域輪作営農モデルと連関させた土地利用調整組織の適用条件の検討

VII 資料名

63～元年度 地域水田農業資料第1号 九州北部水田野菜地帯における地域輪作方式の確立、福岡県農業総合試験場